



小金井市 農業委員会だより

小金井市イメージキャラクター
こきんちゃん



平成25年3月
第4号
小金井市農業委員会
小金井市本町 6-6-3
TEL: 042-387-9882
FAX: 042-386-2609
＜発行協力＞
農業経営者クラブ

支部別座談会を開催しました

平成25年1月24日から30日まで、各支部と農業委員会共催で、支部別座談会を開催しました。5日間で100人以上の方に参加していただきました。ここでは、座談会で出た主な意見や要望を紹介し、今後の農業委員会活動の参考にさせていただきます。

Q 生産緑地の追加指定に「一度生産緑地を解除した農地」も対象にして欲しい。

A この件では、平成22年に市長に対し建議を行いました。現在、市では近隣市を参考に検討中とのことでした。これを実現させるため、農業委員会として直接市長に農業者の意見を届け、実施を要望します。

Q 農業に対する補助制度が少なく、次世代に農業を引き継ぐことが困難だ。農地を守るため、近隣市の補助制度を参考に小金井市でも実施して欲しい。

A 市では、農業経営基盤強化促進法に基づき、認定・認証農業者に対し補助を行っていますが、近隣市の補助制度を調査し、良い補助制度は農業委員会から市長へ実施を求める建議を行うなどの対応をとります。

Q ハクビシンやネコが畑を荒らすので、市で対応してもらえないか。

A 小金井公園に近い方では、ハクビシンによるトウモロコシの被害、本町などの住宅密集地ではネコが畑のトンネルを破ったり、フンをしたりするなどの被害が多いとのことでした。現在、市ではハクビシンやネコの捕獲は行っていません。ハクビシンについては、平成24年1月農業委員会だより

第3号に掲載した防止策を検討してください。ネコについては、えさやりなどを行わないようマナーアップの広報していきます。

Q プラムポックスウイルスについて、現在の状況はどうなっていますか。

A プラムポックスウイルスのこれ以上の感染を防ぐため、今回の農業委員会だよりで特集を組んでいますのでご覧ください。

Q 農業祭の広報について、駅北口や交流センター北側及び市報など、もっと目立つようにした方が良い。

A 次回の農業祭実行委員会で協議し、より目立つ宣伝を行います。

Q 農地が毎年減少している状況を市報などで広報し、市全体で農地を守る雰囲気を作りたい。

A ホームページなどに掲載したいと考えます。



座談会の様子

ウメ輪紋ウイルス（プラムポックスウイルス（PPV）について）

平成21年に青梅市でモモやスモモなどの農作物に甚大な被害を与えるウメ輪紋ウイルス（プラムポックス）が発見されてから、周りの地域でも感染が確認されています。

平成24年の調査では、小平市にある1箇所の樹園地で8本の感染が確認されました。その樹園地を中心に、半径1キロメートルに含まれる樹木4741本（サクラ属：ウメ、モモ、スモモ、セイヨウスモモ、ネクタリンなど）を調査した結果、幸いにも他の感染は確認されませんでした。今後、市内でもウメなどの樹木に注意し、発見した場合は関係機関にご連絡下さい。

プラムポックスウイルスとは

ウメ、モモなどのサクラ属に感染する植物ウイルスであり、アブラムシや穂木や苗を経由して感染する。種子や果実から他の樹に感染することない。また、ヒトや動物に感染することはないので、果実を食べても健康に影響はない。

症状は、葉に退緑斑点や輪紋が生じるほか、果実の表面に斑紋が現れ、商品価値が失われたり、成熟前の落果がみられる。

防除方法は、アブラムシの防除の徹底、感染樹の除去、無病健全な苗の使用を行う。

宿主植物は、サクラ属の果樹（ウメ、スモモ、ネクタリン、アンズなど）、セイヨウマユミ、ナガバクコ、ヨウシュイボタなど。

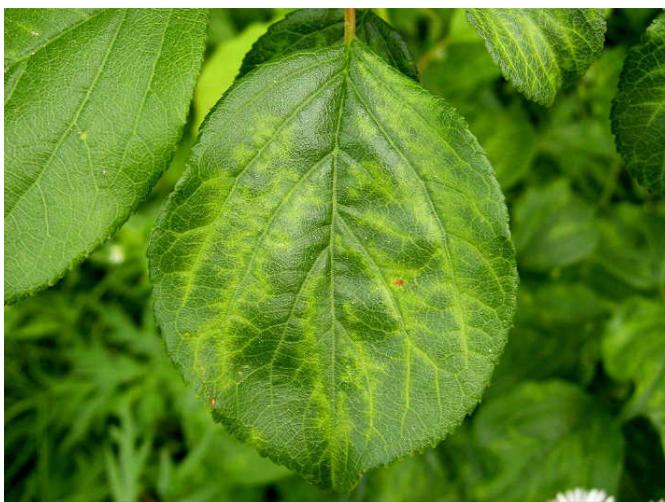
これまでの経緯

- (1) 平成21年4月に青梅市のウメでPPVによる植物の病気発生を国内で初めて確認
- (2) その後、あきる野市、八王子市、奥多摩町、日の出町の範囲でPPVの発生を確認

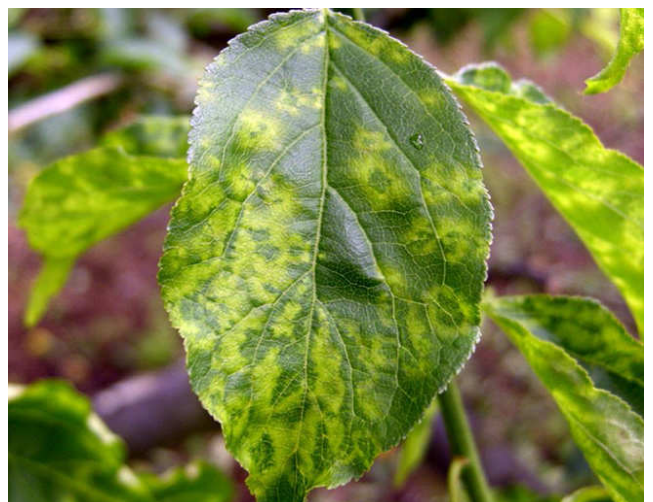
- (3) 平成22年に羽村市、平成23年に福生市、平成24年に昭島市、小平市、兵庫県でPPVの発生を確認
- (4) 東京都では平成25年2月現在、青梅市、あきる野市、日の出町の全域、八王子市、奥多摩町、羽村市、福生市、昭島市の一部が防除区域に指定され、規制対象植物の移動が制限されている

緊急防除の内容

- (1) 感染している、又は感染しているおそれがある植物は、国の費用で抜根・焼却等の処理が行われる。樹木の大きさや用途等に基づき国が算出した補償が行われる。
- (2) ウメやモモなどの規制対象植物の生植物は、防除区域からの持ち出しを禁止。ただし、種子、果実を除く。
- (3) 規制対象植物はサクラ属（ウメ、モモ、スモモ、アンズ、ネクタリン、オウトウなど）、セイヨウマユミ、ナガバクコ、ヨウシュイボタの生植物（苗、切り花、切り枝など）



ウメの退緑斑点



ウメの黄色輪紋

ウメの PPV の病徴



青梅市内で 2009. 4. 16



青梅市内で 2009. 4. 16



青梅市内で 2009. 4. 22



青梅市内で 2009. 5. 12



八王子市内で 2009. 6. 2



青梅市内で 2009. 6. 18



モモ果実の症状
(外国の例)

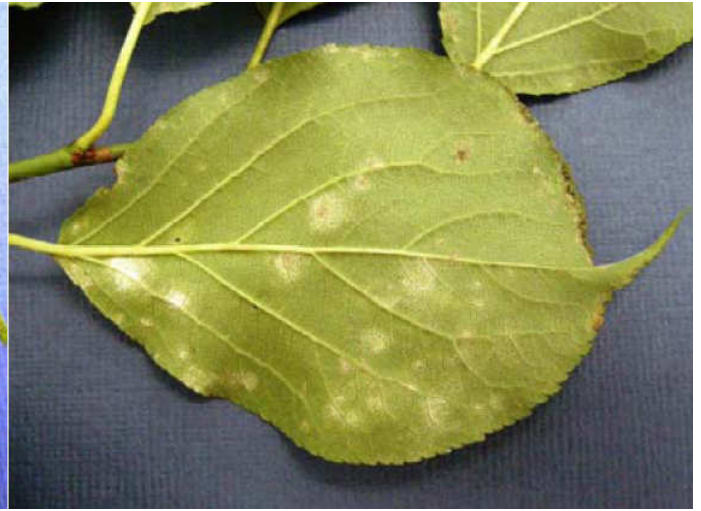


ハナモモ葉の症状

症状が似ているウメの他の病害



白粉病（表）



白粉病（裏）

<白粉病（はくふんびょう）>

果実収穫後の7月頃から葉の裏面、特に葉脈に沿って病斑が徐々に拡大し、白色の粉末をまいたような症状

<うどんこ病>

夏以降、葉の表面に輪郭のはっきりしない白粉状の大形の病斑を生じ、10月頃から菌叢（きんそう）上に微小な黒色の粒点を生ずる



うどんこ病

平成25年2月現在の防除区域（規制対象地域）

青梅市：全域

あきる野市：全域

八王子市：暁町、石川町、犬目町、宇津木町、梅坪町、大谷町、尾崎町、上巻分方町、川口町、川町、久保山町、左入町、下恩方町、諏訪町、大楽寺町、高月町、滝山町、丹木町、戸吹町、中野上町、中野山王、中野町、榎原町、西寺方町、式分方町、丸山町、みつい台、美山町、元八王子町、谷野町

日の出町：全域

奥多摩町：海澤、梅澤、大丹波、川井、小丹波、丹三郎、氷川

羽村市：小作台、川崎（※）、五ノ神（※）、栄町、神明台、玉川、羽、羽加美、羽中、羽西、羽東、富士見平、緑ヶ丘（※）都道249号線以西の地域に限る

福生市：牛浜、大字熊川（※）大字福生（※※）、加美平、北田園、志茂、東町、本町、南田園、武蔵野台（※）一般国道16号線以东で都道7号線以北の地域を除く（※※）一般国道16号線以东の地域並びに1846番から1865番まで、1958番から1974番まで、1981番及び1984番から1990番までを除く

昭島市：大神町（※）、上川原町（※）、昭和町、田中町（※）、拝島町、松原町、緑町、美堀町（※）東日本旅客鉄道青梅線以南の地域に限る



◎ ウメ輪紋ウイルスの防除に関するお問い合わせは・・・

- ・ 農林水産省 横浜植物防疫所 電話 045-211-7155
- ・ 東京都 病害虫防除所 電話 042-525-8236